

## 第12回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

1 日 時：平成24年3月27日（火） 13:00～15:00

2 場 所：総務省第2庁舎 3階第一会議室

3 出席者：廣松座長、玄田委員、椿委員（14:00まで）、安田委員（縣委員は欠席）  
伊藤政策統括官、千野管理官、浜東調査官  
《オブザーバー》

内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、独立行政  
法人統計センター

《事務局》

総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（佐藤管理官補佐ほか1名）

4 議 題：(1) 諸外国における二次的利用の現状について  
(2) 二次的利用に関するヒアリング結果について  
(3) 統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子（案）につ  
いて

### 5 議事の概要及び意見等

#### ○ 議題1 諸外国における二次的利用の現状について

事務局から、資料1「諸外国における二次的利用の現状について」の説明が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 日本の状況も資料に入れれば理解が深まる。また、リスクを評価しているが、現実にはリスクにさらされたことはあるのか、何かトラブル等があるのか、追加情報があればほしい。（玄田委員）
- ・ 個人データが漏えいしないようにするのが国連の官庁統計の基本原則であり、事件が発生したから対策を講じるのではなく、最初から万全の措置をとるのが妥当。統計に限らずプライバシー保護というのが世界の流れであり、それに技術進歩で対応していると理解してもらう方がよい。（政策統括官）
- ・ この種の二次利用のデータ提供は、ネット経由で出す際には物理的な保護、暗号化をしていかないと、どこからデータを取られるかわからない。ネットを通じて出している機関は、そのような対策を講じていると思う。日本でも将来ネットを経由してデータを出す場合は、匿名化の程度の高いデータを出すことも重要だと思うが、匿名化の程度の低いデータを出す場合は暗号化も大事。（椿委員）
- ・ 情報漏えい等の事例は、公式に聞いても出てこないのではないかと。イギリスなど、最近では個別データの扱いが厳しくなっている。問題は、処理するに当たってオリジナルのデータが手元に残るようなケース。オリジナルのデータをオンラインで提供するような国の例は、一般にはないと承知している。（安田委員）
- ・ フランスのINSSEEでは、資料にある直接利用型の直接提供型に当てはまるものを実施しているようであり、また、オンサイト型の提供も考えているようだった。（廣松座長）
- ・ 各国の統計部局でも二次利用の要請に応えようとしているようだが、コストベネフィットを

考えなければいけない。例えば、暗号化はいかにやっても破られる可能性がある。利用していただくに当たり、個別データを出さないというのが絶対条件であるから、例え暗号化が破られても個別データは漏えいしないことが重要。また、オンサイト利用については日本で行っているところでも1千万円の費用がかかっているのが現実であり、それが世の中から見れば非常識ではないかということになりかねないので、その辺もよく検討すべき。(政策統括官)

## ○ 議題2 二次的利用に関するヒアリング結果について

事務局から、資料2「二次的利用に関するヒアリング結果について」の説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- この発表内容は一般論的に整理されている。例えば、具体的にどの統計調査について地域区分が足りないと言っているのか分からない。このようなことが十分に説明できる資料になっていないこともあり、ケースによって成り立つ意見と成り立たない意見があるということで補完しつつ議論する必要がある。(政策統括官)
- 民間の6社に共通しているような意見は一定の傾向と言えるのではないか。例えば「統計データとして利用できるのは2年くらい前のものであり、古いデータは利用価値がない」とある。就調の最新データが10年前の平成14年のデータが最新という状況は、これが限界なのかという思いはある。また、オーダーメイド集計結果の提供に時間がかかるとあるが、その理由をもう少し丁寧に説明してもよいのではないかと思う。(玄田委員)
- 最新データについて、学者の方と民間企業では立場が異なり、分けて考えないといけないが、統計センターはまだしも、他の府省では、仮に匿名データを作るための技術論は知っていても、それを作るための設備を持っていないという状況。現在は秘匿技術を一つ一つ開発してもらっている段階であり、これからその秘匿処理方法等が確立されてくれば、作業は早くなる。予算が限られる中、どの統計を早くやるか、優先順位を高くするか議論する必要がある。(政策統括官)

## ○ 議題3 統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子(案)について

事務局から、資料3「統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子(案)について」の説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- 全般としてはこれでいいが、「二次利用の対象となる統計調査の拡大」については、ニーズがある統計調査に拡大していくことが中長期的な課題だが、そのニーズ把握について、学会を利用することや、パブコメすることも考える余地はあるのではないか。また、提供する統計調査について、供給サイドとしては拡大しているという意識なのかもしれないが、利用者側としては順調に拡大されているか意見は分かれると思う。この研究会には各府省が集まっているので、予算の問題や個人情報の取り扱いなどデータそのものの課題について、供給サイドの問題も明らかにしなければ、報告書としてはやや不十分なのかと思う。(玄田委員)
- 今回の報告書は、民間企業に配慮したニュアンスが強いが、研究会が始まった時には、もう少しデータの作り方も含めて検討し、用語の定義から含めて法制度に関わることも長期的に

考えるということだったと思う。また、提供の形態について日本では2段階しかないのを3段階にするとか、そういったことももう少し考えてもらいたい。また、研究目的で定義してそこでしか使わせないというのであれば、データの提供の仕方を考えてという意味での法制度の仕組みを今後更に検討の対象にしてほしい。それと、擬似マイクロデータについては、現状では学者なりが勝手に作ったデータであり、政府が定義すべきものかどうかというような気がする。それよりは海外で行っている2%サンプルというものに特化した方がよいのではないか。(安田委員)

- ・ 統計調査はトータルで三百以上あり、それらについてまとめて抽象的意見を戦わせるのは無意味ではないか。それぞれの統計調査でこういう性質のこういう統計であれば要望に応えられるとか、こういうものは無理とか、もう少し解説を加えるべきである。また、学会のニーズについては、そのための調査をやる予算も人もないので現実的ではないのではないか。むしろ、どれだけのニーズがあるかは、各府省の二次利用の提供窓口で把握すべきものと思われる。また、利用可能なデータ、拡充できるデータについて計画を作らせるといったこともやっていかないといけない。擬似データについては、ある意味国勢調査の調査区の平均を出しているようなものなので、これを統計データというのか。もし統計法上の手続なしにやっているとしたら、統計法違反となるので、この辺りの整理は必要になる。(政策統括官)(注)：所要の手続は行われている。
- ・ 擬似マイクロデータは教育用データから始まっており、これがあたかも統計調査の代替品で、それでなんでも集計ができるというイメージを与えるのはよろしくない。(安田委員)
- ・ この擬似マイクロデータについては、まだセンターで試行の段階だと思っている。あくまで教育用データであり、これを使って研究するのは意味がないと思う。この位置づけをどうするのかは、報告書でも触れておくべきである。(廣松座長)
- ・ 擬似マイクロデータは統計センターが出しているものだが、成果の根拠となるレベルまで達しているのかは疑問である。この部分は考えた上でまた御相談したい。(政策統括官)
- ・ 報告書の「8 二次的利用の推進に向けて」は、並べ方を変えた方がいい。(現状の)④③①②、または④①③②の順ではないか。(玄田委員)
- ・ 今日議論いただいた結果は事務局と相談し、これを骨子案に盛り込んだ上で、更に全体の肉付けをやっていくという作業を事務局と相談しながら進めていきたい。(廣松座長)

○ 次回の研究会は来年度前半の予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)